⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。また、決定を受けていない者も第一次審査資料を提出することはできるが、第二次審査資料提出の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

②　北海道開発局における工事区分「維持」又は「舗装」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。また、決定を受けていない者も第一次審査資料を提出することはできるが、第二次審査資料提出の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

⑺　その他企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は入札書及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業実施体制及び技術力に関する評価（内容点項目）の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、事業提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点（最高点665点）を付与する。

②　賃上げの実施に関する評価（内容点項目）として内容点（最高点35点）を付与する。

③　最低入札価格を当該入札参加者の入札価格で除した数値に得点を乗じて得た値を価格点（最高点300点）として付与する。

⑶　⑴において、総合評価値の最も高い者が二者以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課　入札スタッフ　電話011―611―0194（内線2243）

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法　令和５年９月25日から令和５年12月６日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし、最終日は正午までとする。上記⑴において、発注者が所有する記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）により交付する。

⑶　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は、令和５年９月25日から令和５年10月25日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は４⑴に同じ。提出方法は持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。（以下同様。）

⑷　入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は、競争参加資格の通知日の翌日から令和５年12月６日の休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は、４⑴に同じ。提出方法は持参、郵送又は託送によるものとする。

⑸　開札の日時及び場所　開札は令和６年１月22日10時00分　北海道開発局札幌開発建設部入札執行室にて行う。

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除する。

②　契約保証金　納付する。

事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡し日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

ア　会計法（昭和22年法律第35号）第29条の９第１項に基づく契約保証金の納付

イ　会計法第29条の９第２項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ａ　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ｂ　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ　会計法第29条の９第１項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

ａ　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の施設費のうち、調査・設計費、工事費、工事監理費及び調整マネジメント費（設計段階・工事段階）に相当する合計額の10分の１以上とする。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、第一次審査資料又は第二次審査資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　上記３⑴に定めるところに従い、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

⑸　手続における交渉の有無　無。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑻　第二次審査資料のヒアリングを行う。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者を本事業に係る業務に携わる者とする場合の参加　上記２⑶①、⑷①及び⑦ア又は⑹①及び②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により第一次審査資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑾　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KOBAYASHI Mikio, Director-General of Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42

⑶　Subject matter of the contract : PFI-based design, construction and maintenance of the National Highway Route 12 Shiroishi-hondori-daini Common-Use Cable Tunnel (BTO-scheme)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 0 : 00 p.m. 25 October 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 0 : 00 p.m. 6 December 2023

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Business Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism North 2 West 19, Chuoku, Sapporo, Hokkaido 060―8506, Japan TEL 011―611―0194 ext. 2243